Ⅵ　処遇改善コース（短時間労働者の労働時間延長）

週所定労働時間が２５時間未満の有期契約労働者等について、当該週所定労働時間を３０時間以上に延長した事業主に対して助成するものであり、社会保険適用を受けることのできる労働条件の確保を通じた短時間労働者のキャリアアップを目的としています。

対象となる措置

本助成金（コース）は、下記の「対象となる事業主」に該当する事業主（以下「申請事業主」という）が、ガイドライン（※１）に沿って、１の対象労働者に対して２と３の措置を実施した場合に受給することができます。

※１　ガイドラインとは「有期契約労働者等のキャリアアップに関するガイドライン～キャリアアップの促進のための助成措置の円滑な活用に向けて～」を指します。
http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11650000-Shokugyouanteikyokuhakenyukiroudoutaisakubu/0000119623.pdf

１　対象労働者

本助成金（コース）における「対象労働者」は、申請事業主が雇用する次の（１）～（５）のすべてに該当する労働者です。

（１）有期契約労働者等であること

（２）週所定労働時間を３０時間以上に延長した日の前日から起算して６か月以上の期間継続して、週所定労働時間が２５時間未満（週当たりの実労働時間が平均２５時間未満の場合に限る）の有期契約労働者等として雇用された者であること

（３）週所定労働時間が３０時間以上に延長された日の前日から起算して過去６か月間、社会保険の適用を受けていなかった者であること

（４）週所定労働時間の延長を行った事業所の事業主または取締役の３親等以内の親族以外の者であること

（５）支給申請日において離職していない者であること

２　キャリアアップ管理者の配置・キャリアアップ計画の認定

ガイドラインに沿って、事業所ごとに「キャリアアップ管理者」を配置するとともに、「キャリアアップ計画」を作成して、それについて管轄の労働局長の認定を受けたこと

３　短時間労働者の週所定労働時間の延長

２のキャリアアップ計画に基づき、対象労働者の週所定労働時間延長を次の（１）～（４）のすべてを満たして実施したこと

（１）雇用する週所定労働時間が２５時間未満の有期契約労働者等について、当該週所定労働時間を 30 時間以上に延長したこと

（２）（１）により週所定労働時間を３０時間以上に延長した労働者を延長後６か月以上の期間継続して雇用し、当該労働者に対して延長後の処遇適用後６か月分の賃金を支給したこと

（３）（１）により週所定労働時間を３０時間以上に延長した日以降の期間について、当該労働者を雇用保険および社会保険の被保険者として適用させていること

（４）（１）により週所定労働時間を３０時間以上に延長した際に、週所定労働時間及び社会保険加入状況を明確にした雇用契約書等を作成および交付していること

対象となる事業主

本助成金（コース）を受給する事業主は、次の要件のすべてを満たすことが必要です。

１　「各雇用関係助成金に共通の要件等」(本パンフレット７～８ページ)のＡの要件に該当するとともに、Ｂの要件に該当していないこと

そのうち特に次の点に留意してください。

（１）上記「対象となる措置」に示す措置を受ける対象労働者（以下「支給対象者」という）の出勤状況および賃金の支払い状況等を明らかにする書類（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿等)、およびその措置の状況を明らかにする書類等を整備・保管し、労働局等から提出を求められた場合にそれに応じること

２　社会保険適用事業所の事業主であること

支給額

１　本助成金（コース）は、支給対象者１人あたり２０万円（１５万円）が支給されます。

注　（　）内は中小企業以外の額（中小企業事業主の範囲については「各雇用関係助成金に共通の要件等」のＣを参照）

２　ただし、１年度１事業所あたり１５人までを上限とします（※２)。

※２　平成３２年３月３１日までの間、支給額を増額及び上限人数を緩和しています。

受給手続

本助成金（コース）を受給しようとする事業主は、次の１～２の順に手続きをしてください。

１　キャリアアップ計画の認定申請

ガイドラインに沿ってキャリアアップ計画（※３）を作成し、労働時間延長を実施する前に、必要な書類を添えて（※４)、管轄の労働局（※５）に提出し、管轄の労働局長の認定を受けてください。

※３　本計画は、３年以上～５年以内の計画であり、ガイドラインに沿って、おおまかな取り組みの全体の流れ（対象者、目標、期間、目標を達成するために事業主が講ずる措置等）を記載します。

※４　申請書等の用紙やこれに添付すべき書類については、労働局へお問い合わせください。

※５　申請書等の提出は、ハローワークを経由して行うことができる場合があります。

２　支給申請

基準日（労働時間を延長した後、６か月分の賃金を支払った日）の翌日から起算して２か月以内に、「支給申請書」に必要な書類を添えて（※４)、管轄の労働局（※５）へ支給申請してください。

利用にあたっての注意点

１　本助成金（コース）の受給にあたっては、「各雇用関係助成金に共通の要件等」のＤ～Ｆにご留意ください。

２　本助成金（コース）の要件や手続き等の詳細については、最寄りの労働局またはハローワークへお問い合わせください。